

市川市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 日

市川市公平委員会委員長 山本 徹

市川市公平委員会規則第 2 号

市川市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

市川市管理職員等の範囲を定める規則（昭和 4 1 年公平委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の項中「義務教育課」を「学校運営支援課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8年 5月 1日

市川市公平委員会委員長 山本 徹

市川市公平委員会規則第3号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和43年公平委員会規則第
2号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 前項の文書の送達は、これを受けるべき者の所在が知れないときその他文
書を送達することができないときは、公平委員会が送達すべき文書を保管し、
いつでも送達を受けるべき者に交付する旨（以下この条において「公示事項」
という。）を次項で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる
状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を市川市公告式条例（昭
和25年条例第40号）第2条第2項各号に掲げる掲示場に掲示し、又は公
示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧を
することができる状態に置く措置をとることによってすることができる。こ
の場合においては、当該措置を開始した日から起算して14日を経過したと
きに、当該文書がその者に到達したものとみなす。
- 3 前項に規定する方法は、公平委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置
を含む。以下この項において同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る
電子計算機（公平委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接
続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接
続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当
するものとする。

- (1) 公平委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された
公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面
に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年
法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置を
いう。）を使用するもの

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第9条の3第2項及び第3項の規定は、この規則の施行の日以後
にする文書の送達について適用し、同日前にした文書の送達については、な
お従前の例による。